

○岡山市水道局入札契約に関する苦情等調査会要領

平成13年7月1日

市水道局訓令第21号

(設置)

第1条 岡山市水道局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負契約，物品の製造及び修繕の請負契約，測量，建設コンサルタント業務等の委託，物品の買入れ，不用品の売払いその他の入札契約手続並びに岡山市水道局工事成績評定要領（平成14年市水道局訓令第14号）第6条に規定する工事成績（以下「入札等手続」という。）に関する苦情等（岡山市水道局特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成21年市水道局訓令第19号）が適用される苦情を除く。以下同じ。）を適切に調査，処理するため，岡山市水道局入札契約に関する苦情等調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は，岡山市水道局入札契約に係る苦情等処理要綱第2条に定めるところによる。

(所掌事務)

第3条 調査会は，次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入札等手続に関する苦情等の調査，処理に関すること。
- (2) その他水道事業管理者が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 調査会は，会長及び委員10人以内をもって組織する。

- 2 会長は，総務部長をもって充て，会長に事故があるときは，あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員は，配水部長，浄水担当部長及び管財課長をもって充てるほか，申立てのあった苦情等の内容に応じ，会長が必要と認める職員の中からその都度会長が指名する。

(会議)

第5条 調査会の会議は，会長が必要があると認めるとき招集する。

- 2 調査会の会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 調査会の庶務は、管財課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、調査会の運営その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年市水道局訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年市水道局訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年市水道局訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年市水道局訓令第37号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年市水道局訓令第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年市水道局訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年市水道局訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年市水道局訓令第13号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年市水道局訓令第 10 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年市水道局訓令第 9 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年市水道局訓令第 6 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年市水道局訓令第 7 号）

この訓令は、公布の日から施行する。